

只木ゼミ後期 第6問 弁護レジュメ

文責：3班

一、反対尋問

- ・ について、判旨1はどのような意味か。判旨1, 2を引用したのはなぜか。
- ・ 二「被害者の主観的目的と金銭価格の差し引きを考慮する」とはどのようなことか。
- ・ 二「全体財産減少説と同視」とあるが、全体財産減少説と実質的個別財産説との具体的違いは何か。
- ・ A2説で損害が認められない事例はどのような事例か。
- ・ 何円分について詐欺罪が成立するか。

二、立論

学説の検討

- 1、財産上の損害発生の要否について
この点については、検察側に同意する。
- 2、財産上の損害の意義について
この点、検察側は形式的個別財産説(A2説)をとる。
しかし、「交付自体が損害」ということを形式的に徹底すると、損害を不要とするに等しくなり、詐欺罪が財産犯であることを実質上否定することになり妥当でない。また、この説では18歳未満の者には購入が禁止されている書籍を17歳の者が年齢を偽って購入する行為まで詐欺罪とするのは行き過ぎである。
思うに、相当な対価の支払いがある以上、相手方に財産上の損害はなく、詐欺罪は成立しないとするのが妥当である。
したがって、弁護側は詐欺罪の財産上の損害については全体財産説が妥当であると考える。

本問の検討

- 1、前述のように、詐欺罪の成立には財産上の損害発生が必要である。
この点、甲は欺く行為によって相手方である被害者を錯誤に陥らせ、その結果として財産的処分行為をさせている。
しかし、被害者が交付した金銭2200円ないし2400円とドル・バイブレータの時価1500円との間の1.5倍ないし1.6倍の違いは、通常物品販売を商売としている者にとっては相当価格の範囲内といえる。なぜなら、売買行為は通常利益を得るために行うものであり、本問においては特に商行為という性質上一般人同士の売買行為よりも利潤を追求する必要があるため、他社よりも高い値段を設定することも通常あり得るからである。
したがって、時価との間に1.5倍ないし1.6倍の違いがあったとしても相当対価の提供があったとして、財産上の損害が発生していないといえる。
よって、甲に詐欺罪(246条1項)は成立しない。
- 2、また、仮に相当対価の提供を受けていなかったとしても、全体財産説からは2200円ないし2400円の範囲で詐欺罪が成立するのではなく、時価との差額である700円ないし900円の範囲でしか詐欺罪は成立しないと考える。なぜなら、時価相当の部分においては相当対価の提供があったといえるからである。
したがって、かかる場合は700円ないし900円の範囲で詐欺罪(246条1項)が成立すると考える。

結論

以上より、甲には犯罪が成立しない。

以上